

要 請 書

平成 2 4 年 1 1 月

北 海 道 市 長 会

目 次

<社会基盤整備関係>

| | |
|------------------------------------|----|
| 34 北海道の開発行政のあり方について..... | 67 |
| 35 北海道新幹線の建設促進について..... | 69 |
| 36 高規格幹線道路網をはじめとする道路整備の促進について..... | 71 |
| 37 治水事業等の整備促進について..... | 73 |
| 38 港湾施設の整備促進等について..... | 75 |
| 39 空港の整備促進と運営について..... | 77 |
| 40 水道施設の地震対策等に対する財政支援の拡充について..... | 79 |

<防災・原子力発電所対策関係>

| | |
|-----------------------------------|----|
| 41 東日本大震災支援自治体に対する財政措置について..... | 81 |
| 42 防災対策の強化について..... | 83 |
| 43 エネルギー政策の確立と原子力発電所への対応について..... | 85 |

<北方領土・自衛隊・その他>

| | |
|----------------------------------|-----|
| 44 北方領土の早期返還について..... | 89 |
| 45 北海道の自衛隊の体制堅持・拡充について..... | 91 |
| 46 新たな情報通信技術戦略の推進について..... | 93 |
| 47 テレビ放送視聴環境の充実・確保等について..... | 95 |
| 48 消防救急無線のデジタル化について..... | 97 |
| 49 循環型社会構築の推進について..... | 99 |
| 50 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理について..... | 101 |
| 51 管理放棄された住宅等への対策について..... | 103 |
| 52 環境モデル都市の拡充について..... | 105 |
| 53 地方消費者行政の推進について..... | 107 |

43 エネルギー政策の確立と原子力発電所への 対応について

東日本大震災を契機とした福島第一原子力発電所における事故は、国民の生活、地域経済、環境に対し、甚大な被害を与えるものとなりました。

この原子力発電所事故の教訓を踏まえ、将来的には原子力に過度に依存することのないよう、再生可能エネルギーの積極的な活用に取り組むなど、エネルギー政策のあり方を早急に見直すとともに、原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努めるほか、風評被害の払拭に向けた取り組みなどを充実・強化する必要があります。

また、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく再開された、大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

つきましては、次の事項について、国において万全の措置を講じるよう強く要請いたします。

記

【エネルギー政策の確立】

- 1 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。
- 2 長期的な視野に立ったエネルギー政策として、水力、風力、太陽光や畜産・木質バイオマス、海洋エネルギーなど、地域の特色を活かした再生可能エネルギーの地産地消の推進を図ること。

また、中小水力・地熱発電開発費等補助金など再生可能エネルギー普及促進を目的とした既存の制度の維持及び拡充を図ること。

- 3 再生可能エネルギーの普及促進には、発電事業者から電気事業者への送電設備など電力系統の整備が必要であるが、遠隔地を送電する発電事業者においては、費用負担が大きいことから、その負担が軽減されるような仕組みを構築すること。
- 4 北海道が有する豊富な石炭資源について、石炭地下ガス化や石炭層メタンガスの利用など、クリーンエネルギー化による有効活用を国のエネルギー政策の重点事項の一つとして位置づけ、石炭エネルギー関連研究施設を設置するなど積極的な推進を図ること。

【原子力発電所への対応】

- 5 国は東京電力とともに原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。
- 6 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で 23 キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。また、国においては、現在、原子力規制委員会が新たな安全審査基準の検討を行っているところである。
については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。
- 7 原子力関係施設に対する地震・津波対策など安全審査基準の強化、地形・気象条件等を十分考慮した「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）」の拡大や新たな避難路の確保・避難先の選定方法などを考慮した防災指針の抜本的な見直しを行い、安全の徹底を図るとともに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めること。
- 8 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信すること。

- 9 米・野菜、食肉、牛乳、魚などの放射性物質による汚染については、食の安全・安心を確保するため、検査体制を確立し、汚染された食品等を流通ルートに乗せない仕組みを構築するとともに、消費者に対する相談体制や体内被ばく検査体制の充実を図ること。
- 10 観光地や農畜水産物、工業製品等に対する根拠のない連鎖的な風評被害が生じないように、引き続き正確な情報と分かりやすい広報を国内外に迅速かつ積極的に行うこと。
- 11 放射性物質による環境汚染を防止するため、新たな規制の仕組みの導入や関係制度の見直しを早急に進めること。